

令和7年度 島根県立出雲高等学校 一般入学者選抜（一般選抜） 募集要項

1 求める生徒像

<普通科・理数科共通>

- ・ 好奇心が旺盛で、基礎学力を有している生徒
- ・ 感性豊かで、誠実に他者と関わることのできる生徒
- ・ 進んで集団に貢献しようとする意欲のある生徒

<理数科>

- ・ 数学や理科に関する事象や課題に向き合い、課題の解決に向けて積極的に挑戦する意欲のある生徒

2 選抜において重視する点

総合的な学力及び特別活動や部活動等の諸活動への取り組み状況

3 入学定員

普通科 240名（6学級） 理数科 40名（1学級）

ただし、普通科の地域外からの出願については、その合格者を普通科定員の5%以内とする。

4 募集定員

入学定員から、総合選抜及びスポーツ特別選抜の合格内定者数を除いた数

5 出願

(1) 出願資格

次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者とする。

(ア) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

(イ) 令和7年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

(ウ) 学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者

(2) 出願期間

令和7年2月3日（月）から2月6日（木）12時までとする。

持込みの場合；2月3日（月）、2月4日（火）、2月5日（水）は9時から17時まで

2月6日（木）は9時から12時まで

郵送の場合；2月6日（木）12時以降に届いたものについては、2月5日（水）までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 普通科への転居等に係る出願前手続

保護者が出雲市外に居住しており、正当と認められる特別な理由がある場合に、本校普通科へ出願する可能性がある者は、転居等に係る地域認定願（様式第8号）を、次の期間内に本校校長へ提出すること。

令和7年1月23日（木）から1月30日（木）17時まで。（必着）

(4) 出願手続

ア 志願者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、出願期間内に本校校長に提出しなければならない。

(ア) 入学願書（様式第1号により本校が作成した様式を用いる）

入学願書は黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。

第2志望学科を出願しない場合は空欄とせず、斜線を記すこと。

志願者氏名の記入については、氏名に常用漢字以外の漢字がある場合は、常用漢字で代替して記入する。ただし、自署欄には、手書きで正式な漢字で氏名を記入する。

(イ) 写真1枚

たて4cm×よこ3cm（6か月以内に撮影したもの）を願書右部の「受検票」部分にはりつけること。

なお、写真は無帽・無背景・正面、志願者を鮮明に識別できるものとし、原則として制服着用とする。白黒・カラー写真の別は問わない。

(ウ) 受検料

学力検査料1,400円及び入学検定料800円、合計2,200円の島根県収入証紙を入学願書の所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。

特色選抜で合格内定とならなかった場合は、改めて公立高等学校に出願することができる。その場合、特色選抜の受検校から交付された学力検査料納付済証明書を一般選抜の入学願書裏面の所定欄にはり、入学検定料800円のみを納付する。

(エ) 地域内居住確認届（様式第9号）

（保護者の居住地は地域内であるが、正当と認められる理由により、保護者の居住地がある地域外の中学校等（国立・私立を除く）を卒業（又は卒業見込み）の者が志願する場合）

(オ) 島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第10号）及び添付書類

（保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合）

イ 出身中学校等の校長は、入学願書等に次の書類等を添付し、出願期間内に本校校長に提出しなければならない。

- (ア) 個人調査報告書（様式第4号）
- (イ) 学習成績・特別活動の記録等概要表（様式第5号）
- (ウ) 公立高等学校入学者選抜出願者名簿（様式第17号）（一般選抜用）
- (エ) 上記(ア)及び(ウ)の電子データ（暗号化され、CD-Rに保存したもの）
県外中学校等から出願する際は、(エ)の電子データの提出は不要である。

(5) 保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願

保護者が県外に居住し、下記のア又はイに該当する場合は、島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第10号）に次の書類を添付して、入学願書とともに、出身中学校等の校長を経由して本校校長に提出する。

ア 保護者の転勤等による一家転住等、正当と認められる理由のある場合

- (ア) 保護者の所属長の証明書又は事情を証明するに足る資料
- (イ) 島根県内の居住地が分かる資料

イ 県内に居住している確かな身元引受人のある場合

身元引受人を保護者と見なし、身元引受人の居住地に応じて「島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱」Ⅰの4及び5に従うものとする。

- (ア) 身元引受人の承諾証明書（様式自由）
- (イ) 志願者又は保護者と身元引受人との関係を示す、民生児童委員の証明又はその他それを証明する資料（いずれも、様式自由）
- (ウ) 身元引受人の住民票

ウ 保護者が既に県内に居住しているが、県外の中学校等から出願する場合

- (ア) 保護者の住民票

(6) 自己申告書の提出

(ア) 志願者は、いずれかの学年で欠席日数が30日以上ある場合や、すでに中学校等を卒業している場合に、自己申告書（様式第16号）を提出することができる。

自己申告書の志願者記入欄及び保護者記入欄は、黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。

(イ) 自己申告書の提出を希望する場合は、自己申告書を他の提出書類とともに、出身中学校等の校長を経由して、出願期間内に本校校長へ提出しなければならない。

なお、出身中学校等の校長に提出する際は、厳封してもよい。その際、封筒の表に本校の学校名及び志願する学科名、出身中学校等の学校名、志願者氏名を記入すること。

(7) その他

(ア) 学力検査場について、特別措置を願い出る場合（隠岐郡から本校を志願する場合は、入学願書（様式第1号）右部の受検票の検査場名（※印）欄に最寄りの検査場名を朱書すること。

(イ) いったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。

6 志願変更

(1) 出願状況の発表

令和7年2月7日（金）の10時に、県教育委員会がホームページで出願者の状況を発表する。
また、**志願変更後**の出願者の状況を、2月19日（水）の14時に、同ホームページで発表する。

(2) 志願変更

出願をした者が希望する場合には、1回に限り、同一学校又は他の学校の課程、学科（部）に志願変更することができる。

ただし、第1志望が変わらない変更は認めない。

(3) 志願変更受付期間

ア 出願先高等学校への提出期間は令和7年2月10日（月）から2月13日（木）17時までとする。持込みによる提出のみとし、郵送による提出は認めない。

受付時間；3日間とも9時から17時まで

なお、隠岐郡から志願した者については郵送による提出とし、2月12日（水）までの消印があるものに限り受け付ける。また、**簡易書留速達**に限る。なお、出身中学校長等から出願先高等学校長及び志願変更先高等学校長へ電話にて一報を入れること。

イ 志願変更先高等学校への提出期間は令和7年2月14日（金）から2月17日（月）17時までとする。ただし、郵送による場合は、**簡易書留速達**に限る。

持込みの場合；2月14日（金）9時から2月17日（月）17時までとする。

郵送の場合；2月17日（月）17時以降に届いたものについては、**2月14日（金）までの消印**があるものに限り受け付ける。なお、郵送の場合は、出身中学校長等から志願変更先高等学校長へ電話にて一報を入れること。

(4) 志願変更手続

ア 志願変更を希望する者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、志願変更受付期間内に**出願先**の高等学校長に提出しなければならない。

- (ア) 入学志願変更届 (様式第 12 号)
入学志願変更証明書 (様式第 12 号-2) にも必要事項を記載し、切り取らずに提出すること。
- (イ) 志願変更先高等学校の入学願書 (様式第 1 号により志願変更先の高等学校で作成された様式) 書き方等は、5 の (4) のアの (ア) 及び (イ) に準ずる。(受検票の部分に写真をはりつけること。) 本校の他の学科へ志願変更する場合も提出すること。
- イ 入学志願変更証明書を交付された者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、所定の期間内に**志願変更先**の高等学校長に提出しなければならない。
 - (ア) 出願先高等学校長から交付された入学志願変更証明書
 - (イ) 志願変更先高等学校の入学願書 (上記アの (イ) により提出し、出願先高等学校で収入済みの収納印を受けたもの)
 - (ウ) その他、志願変更先高等学校への出願に必要なもの
- ウ 出身中学校等の校長は、入学願書等に次の書類等を添付し、所定の期間内に**志願変更先**の高等学校長に提出しなければならない。
 - (ア) 個人調査報告書 (様式第 4 号)
 - (イ) 公立高等学校入学者選抜出願者名簿 (様式第 17 号) (志願変更用) (志願変更により新たに出願する者のみ記載し、提出する)
 - (ウ) 学習成績・特別活動の記録等概要表 (様式第 5 号) (当該中学校等から新規に出願をする場合のみ提出する)
 - (エ) (ア) 及び (イ) の電子データ (暗号化され、CD-R に保存したもの)
県外中学校等から出願する際は、(エ) の電子データの提出は不要である。
- エ その他
 - (ア) 志願変更手続においていったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。
 - (イ) いったん入学志願変更届を提出した者は、志願変更を取りやめることはできない。また、所定の期間内に志願変更手続きを完了しなかったときは、一般選抜を辞退したものとみなす。その場合、出身中学校等の校長は、出願していた高等学校の校長へ辞退届 (様式第 15 号) を提出すること。
 - (ウ) 保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校からの出願、自己申告書の提出については、「5 の (5) 及び (6)」に準ずる。
 - (エ) 志願変更に係る書類等を出身中学校等の教員に直接交付・返付する場合、委任状 (様式第 20 号) の提出を求める。

7 特別入学志願許可の取扱い

- (1) 保護者が県外に居住する場合で、保護者の転勤等による転住によって、本県の公立高等学校への出願期間を過ぎて出願するときは、県教育委員会に願い出、公立高等学校特別入学志願許可書 (様式第 14 号) によって許可を受けた者に限り出願することができる。その場合には公立高等学校特別入学志願許可書を入学願書に添付しなければならない。
- (2) 保護者が県内に居住する場合で、所定の出願期間を過ぎてからの保護者の転勤等による転住にともない、地域の変更による志願変更が生じた場合は、上記 (1) の手続によるものとする。
※上記 (1) 及び (2) の取扱い期間は、2 月 10 日 (月) ~ 2 月 17 日 (月) 17 時までとする。

8 出願後の辞退

- 何らかの理由で出願後に受検を辞退する場合は、出身中学校等の校長は**所定の期間内に本校校長に辞退届 (様式第 15 号) を提出すること**。志願変更をした者が受検を辞退する場合には、志願変更先の高等学校長へ辞退届を提出すること。ただし、複数の学科へ順位をつけて出願している場合、一部の学科のみを辞退することはできない。
受付期間; 原則として、2 月 18 日 (火) から 2 月 26 日 (水) までとする。
それ以降で判明した場合は、すみやかに提出する。

9 学力検査及び選抜

- (1) 実施期日及び教科とその配点

3 月 5 日 (水)	受付	諸注意・入場	国語	数学
	8:30~8:50	8:50~9:15	9:20~10:10	10:30~11:20
	社会	昼食	英語	理科
	11:40~12:30		13:20~14:10	14:30~15:20

配点は、各教科とも 50 点満点とする。

*注意 受検を取り止めた場合、又は当日受検できなくなった場合は、直ちに出身中学校等の校長は、理由を付して届け出ること。

- (2) 選抜方法

- (ア) 出身中学校等の校長から提出された個人調査報告書、学力検査成績等に基づいて、高等学校教育を受けるに足る能力・適性等を判定して選抜する。
- (イ) 個人調査報告書と学力検査の比率は、40 : 60 とする。

10 追検査

- (1) 受検資格

- 一般入学者選抜検査 (以下「本検査」という) 当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず学力検査を欠席した者のうち、次の (ア) 又は (イ) のいずれかに該当し、追検査の受検を希望する者。ただし、学力検査の一部でも受検した者は除く。
- (ア) 学校保健安全法施行規則第 18 条において、学校において予防すべき感染症に指定されている疾病の罹患者
 - (イ) 検査当日の災害、不慮の事故等やむを得ない理由により本検査を受検できなくなった者

(2) 出願手続

出身中学校等の校長は、次の手続を行う。

(ア) 追検査の出願資格に該当し又は該当する可能性があり、追検査の受検を希望する者がいる場合、ただちに出身先高等学校長及び県教育委員会へ電話で連絡する。

ただし、検査場特措を願い出た者については、学力検査場となった高等学校長にも連絡すること。

(イ) 出身中学校等の校長は、以下のものを、3月6日(木)午前10時までに出身先高等学校長に提出する。ただし、検査場特措を願い出た場合は、学力検査場となった高等学校長にも提出すること。

- ・追検査受検願(様式第27号) 1部
- ・証明書類(本検査当日の医師の診断書等を原則とする。) 1部
- ・追検査受検者名簿(様式第28号) 3部

(3) 実施期日及び検査内容

令和7年3月11日(火)の1日のみとし、学力検査の実施教科及び実施順序並びに検査時間は本検査と同じとする。

(4) 学力検査場

追検査の学力検査場は、島根県教育委員会が定める。

1.1 合格発表前辞退

保護者の転勤等による転居等のやむを得ない理由で合格発表前に辞退する場合は、出身中学校等の校長は、原則として3月12日(水)12時まで、本校校長に辞退届(様式第15号)を提出すること。その際、出身中学校長等の持込みによる提出を原則とするが、何らかの理由で郵送により提出する場合は、出身中学校等の校長から受検先高等学校長へ電話にて一報を入れること。

なお、合格発表前辞退者の第2次募集への出願は認めない。

1.2 合格発表

令和7年3月14日(金)10時とする。ただし、郵送の場合は当日中に投函する。

また、当日県教育委員会管理サイトにおいても発表する。

1.3 注意事項

(1) 入学の意思表示

令和7年3月26日(水)の入学予定者の登校日に「入学確約書」(合格通知書に同封した書類)を提出して入学の意思を表示すること。意思表示がない場合は合格を取り消すことがある。

(2) 入学予定者の登校日

令和7年3月26日(水)

入学予定者は保護者同伴で登校すること。その際、合格通知にあわせて配布する「入学のてびき」に指示しているものを持参すること。

やむを得ず本人が欠席する場合は、出身中学校等または保護者を通じて、あらかじめ欠席の理由を届け出ること(電話での届出可)。その場合も、保護者は出席すること。

1.4 入学者選抜学力検査結果の本人提供

受検者は、本人の入学者選抜学力検査の結果について、次のとおり提供の申し出を行うことができる。

(1) 提供の申出ができる個人情報

令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜学力検査における教科別得点及び合計得点

(2) 提供の申出を行うことができる者

受検者本人のみ。法定代理人は認めない。

(3) 原則として4月中の土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く期間とし、令和7年度は以下のとおりとする。

令和7年4月1日(火)から4月30日(水)までとする。

(4) 提供を行う時間

原則として、9時から17時までとする。

(5) 提供の申出ができる場所

一般選抜における、受検先の公立高等学校とする。

(6) 本人の確認

受検票の提示を必要とする。

受検票の紛失により提示できない場合は、高等学校長の判断により、次の①及び②を提示することで、提供をうけることができるものとする。

① 生徒証(写真により本人確認が可能なもの)

② 合格通知書(本人氏名と受検番号が明示されているもの)

(7) 本人提供の方法

受検者本人であることを確認した上で、学力得点票により直ちに本人に提供する。

提供方法は閲覧のみで、写しは交付しないが、受検者本人がメモを取ることは問題ない。

1.5 入学者選抜に関する照会先

出雲市今市町1,800番地(郵便番号693-0001) 出雲高等学校 教務部入試担当(TEL 0853-21-0008)